＜＜＜新旧対照表＞＞＞

〇多治見市火災予防条例（昭和48年９月29日条例第28号）の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
〇多治見市火災予防条例 昭和48年９月29日条例第28号 （手数料） 第49条の３　前条に規定するタンクの水張検査及び水圧検査の申出をする者は、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定により手数料を納入しなければならない。 （防火対象物の消防用設備等の状況の公表） 第49条の４　消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 ２　消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。 ３　第１項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。 （委任） 第50条　この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。 （略）	〇多治見市火災予防条例 昭和48年９月29日条例第28号 （手数料） 第49条の３　前条に規定するタンクの水張検査及び水圧検査の申出をする者は、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定により手数料を納入しなければならない。 （委任） 第50条　この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。 （略）

〇多治見市火災予防条例施行規則（昭和55年３月19日規則第12号）の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
〇多治見市火災予防条例施行規則 昭和55年３月19日規則第12号 （タンクの水張検査等の申請） 第７条　条例第49条の２の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、別記第14号様式により消防長に申請しなければならない。 （公表の対象となる防火対象物及び違反の内容） 第８条　条例第49条の４第３項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭	〇多治見市火災予防条例施行規則 昭和55年３月19日規則第12号 （タンクの水張検査等の申請） 第７条　条例第49条の２の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、別記第14号様式により消防長に申請しなければならない。

新	旧
和36年政令第37号）別表第１（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、(16)項イ、(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物とする。	
２　条例第49条の４第３項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、消防法（昭和23年法律第186号）第４条第１項に規定する立入検査において、前項の防火対象物に、同法第17条第１項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備若しくは自動火災報知設備が設置されていない又は設置されている場合においてその主たる機能が喪失していると認められたものとする。	
（公表の手続）	
第９条　条例第49条の４第３項の規則で定める公表の手続は、前条第２項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載により行う。	
２　前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。	
（１）　前条第２項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地	
（２）　前条第２項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）	
（３）　前２号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項	
（委任）	（委任）
第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長の承認を得て消防長が別に定める。	第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長の承認を得て消防長が別に定める。

摘要	改正理由